

特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習会



(愛知労働局長登録教習機関 第1291号)

主催 一般社団法人名古屋南労働基準協会

共催 江南労働基準協会

化学物質のうち特に、がん、皮膚炎、神経障害その他の健康障害を発生させるおそれがある化学物質を製造し、または取り扱う作業においては労働安全衛生法第14条で、特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者技能講習を修了した者の中から特定化学物質作業主任者または四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければならないと定められています。なお、法改正により新たに「金属アーク溶接等の作業」も特定化学物質として位置づけられ（令和3年4月1日施行）、特定化学物質作業主任者の選任が必要になります（経過措置あり）。

当協会では、下記にて標記講習会を開催いたします。関係各位が本講習を受講、資格取得し、法令順守に対応していただきます様ご案内お願い申し上げます。

記

日時・会場〔2日間講習〕

日 時	会 場
令和2年10月12日（月） 9：30～16：55	江南市民文化会館 第1会議室 （愛知県江南市北野町川石25-1）
10月13日（火） 9：20～17：50	

受講料等 : 10,230円（受講料8,250円、テキスト代1,980円）

申込方法 : 別紙所定申込書を作成【写真（3×2.4cm）1枚貼付】の上、一般社団法人名古屋南労働基準協会までご提出下さい。（写真は、電子メールでデータ送信して頂いても可能です。）

☆ 申込書はホームページよりダウンロードできます。

☆ **Web申込みがお勧めです！**（受講票・請求書をメールで送ります）

URL <https://www.meinan-roukikyo.or.jp>（「名古屋南労働基準協会」で検索）

Web申し込みの場合、写真もデータ送信可能です。

☆ 受講料は講習開始7営業日前迄に現金または銀行振込にてお支払いください。

<振込先> 三菱UFJ銀行 名古屋港支店 普通預金 0530993

※ 振込手数料はご負担ください。

※ 講習初日6営業日前以降は、講習日の変更や受講料の返金は一切受付できませんのでご了承願います。

お問合せ先： 一般社団法人名古屋南労働基準協会

〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2

TEL052-651-9246・FAX052-651-1411